

朝来市自然環境保全センター条例(案)の概要

1. 条例制定の背景・目的

朝来市自然環境保全センターについて、維持管理の方法や利用の基本ルールを定め、適正に運営するため条例を制定します。

センターは、特別天然記念物オオサンショウウオを中心とした自然環境に関する調査研究、資料収集、環境学習機会の提供を通じてその保全に資するとともに、広く情報発信を行うこと等を目的とします。

2. 条例(案)の主な内容

(1) 施設の概要

名称：朝来市自然環境保全センター

位置：朝来市生野町黒川 507 番地

構成施設：展示施設、飼育施設

(2) 主な業務

- ・自然環境に関する情報発信・展示
- ・自然環境の保全に関する調査研究
- ・環境学習機会の提供、普及啓発など

(3) 開館時間・休館日

開館時間：午前 10 時～午後 5 時(変更可)

休館日：水曜日(休日の場合は翌日)

休日の翌日(翌日が日曜日又は休日の場合は除く)

必要に応じ変更・臨時休館あり

(4) 入館の制限

秩序・安全の確保や施設保全のため、必要に応じて入館拒否または退去命令を行うことがあります。

(5) 入館料

①一般 300 円

②高校生・大学生 150 円

③中学生以下 無料

(6) 入館料減免対象

- ・各種手帳所持者及び重度障害者の介護者
- ・高校・大学等を含めた学校の実施する教育活動
- ・大学等研究機関の自然環境に関する研究活動
- ・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などの取材

(7) 施設損傷時の対応

故意または過失により施設・設備等を損傷した場合、原状回復できないときは損害賠償を求めます(事情により減免可)。

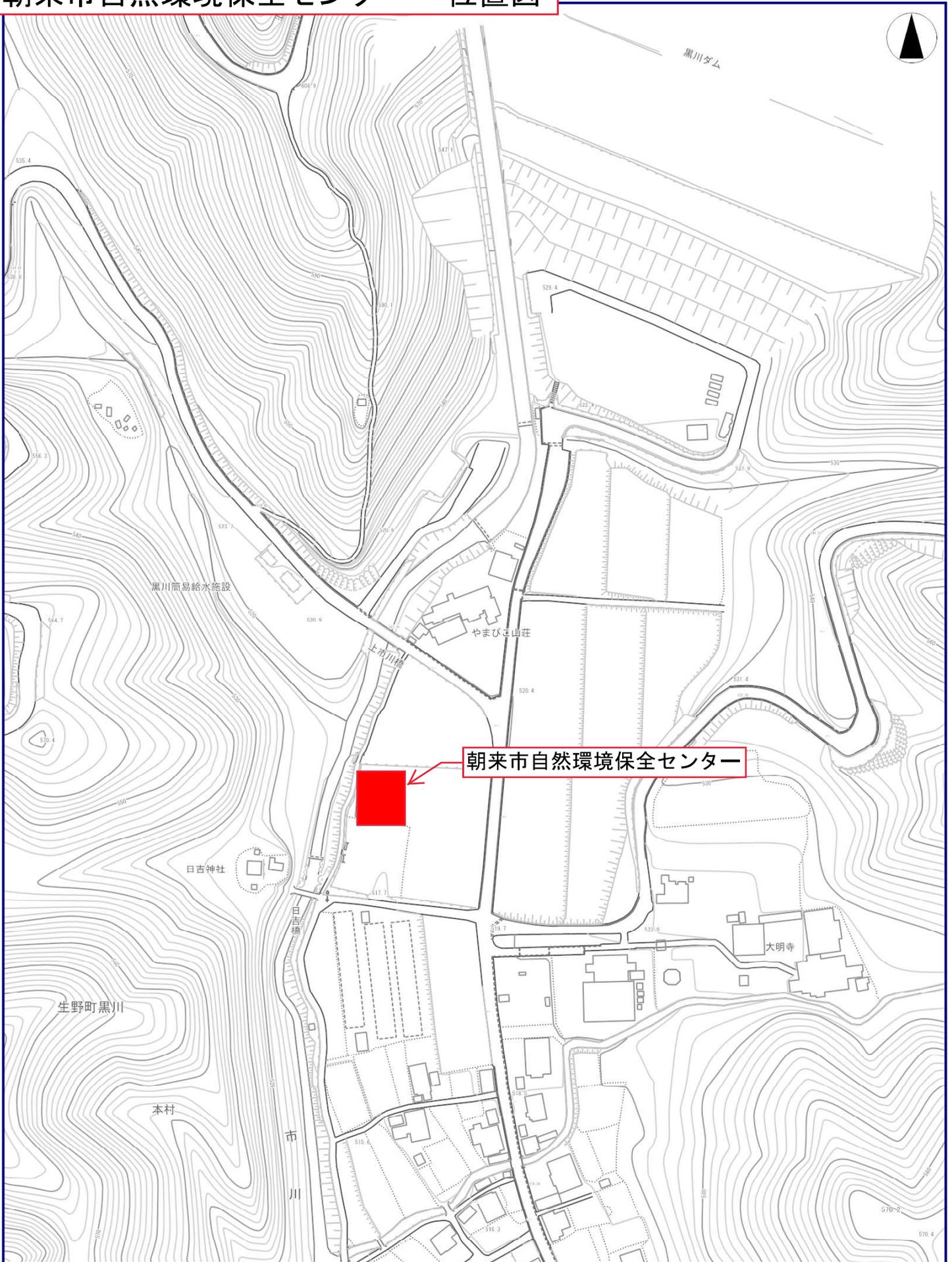
(8) 指定管理者制度

必要に応じて、センターの管理を指定管理者に行わせることができます。指定管理者が管理する場合の業務範囲、開館時間・休館日等の取扱い、利用料金(入館料)を指定管理者が収受できる仕組み等を定めます。

(9) その他

条例で定めるほか必要な事項は規則で定めます。

朝来市自然環境保全センター 位置図



1/2500

0 100m